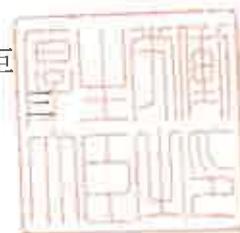


厚生労働省発健生 0112 第 3 号
令和 6 年 1 月 12 日

厚生科学審議会
会長 福井 次 矢 殿

厚生労働大臣
武 見 敬



諮 問 書

下記について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

令和 7 年度から適用する指定難病の指定及び指定難病にかかる診断基準等のアップデートについて